

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

中小企業雇用創出助成金

Q : 会社を設立することになりましたが、創業で社員を雇い入れる場合、助成金がもらえる場合があると聞きました。本当でしょうか。

A : 創業や異業種進出のために人材を確保する場合に助成が受けられる「中小企業雇用創出助成金」制度があります。

【解説】

創業や異業種進出を行い、労働者を雇い入れる中小企業や個人への助成として、「中小企業雇用創出助成金」制度があり、4種類の助成金があります。

- (1) 創業や異業種進出のために労働者を雇い入れたい場合・中小企業雇用創出人材確保助成金、受給資格者創業特別助成金
- (2) 創業や異業種進出のために雇用管理制度を改善したい場合・中小企業雇用創出雇用管理助成金
- (3) 創業や異業種進出のために従業員の教育訓練を行いたい場合・中小企業雇用創出等能力開発給付金

これらの助成金を受けるためには、雇用保険に加入していることのほか、創業や異業種進出の準備を始めてから6カ月以内に都道府県知事に改善計画の申請を行う必要があります。また、創業や異業種進出に伴う経費が300万円以上であることが必要です。

